

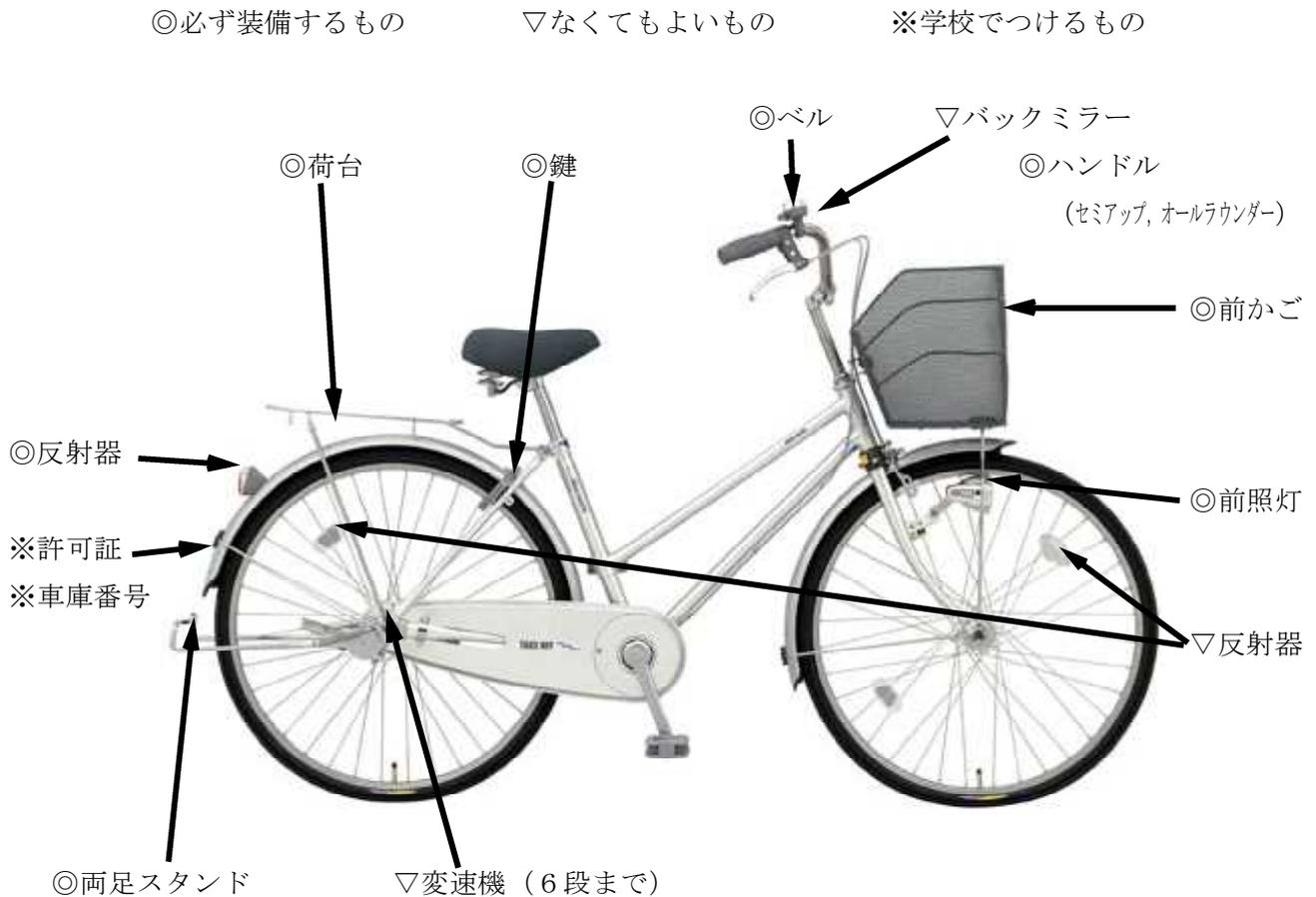
自転車のきまり

1 交通規則について

- ・ 道路交通法，道路交通法施行令，栃木県道路交通法施行規則および細則に従うこと。

2 車両について

- ・ 通学用自転車として販売されているものであること。
- ・ 身体に合うサイズであること。
- ・ 色は単色系であること（泥よけ等は除く）。
- ・ 以下の仕様・装備であること。



3 身につけるもの

- ・ ヘルメット（通学用ヘルメット，反射板付き，白系）
- ・ 雨天時は，かっぱ（上下セパレートタイプ，白系など明るいもの・雨天時以外もかっぱは常備）

4 その他

- ・ 荷物は荷台にゴムひもでしばり，さらに，荷物がある場合には，リュック型のカバンを背負う。小さいものや軽いものは，前かごに入れる。
- ・ 空気圧，ブレーキ，ライトの点灯など自転車の整備を怠らないこと。
- ・ 余計なステッカーを貼らないこと。